

亀山市選挙管理委員会 令和8年8月定例会会議録

開催場所	亀山市役所 1階 小会議室			
開催日時	令和8年8月20日（木）午前9時 開会 午前9時30分閉会			
出席委員	委員長 山内秀喜 委員 楠井嘉行 委員 前田恵美子 委員 西川真人			
欠席委員				
事務局	事務局長 落合巧 書記 早川永一			
議案	議案番号	内 容	告示番号	議事結果
	議案第38号	選挙人名簿登録者の抹消について	***	可決
	議案第39号	亀山市選挙管理委員会傍聴規程の制定について	第19号	可決
	議案第40号	亀山市公職選挙執行規程の一部改正について	第20号	可決
	議案第41号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程の一部改正について	第21号	可決
その他の事項		次回委員会の開催について		

この会議録が真正であることを確認して、署名する。

令和8年8月20日

委員長

委 員

委 員

委 員

亀山市選挙管理委員会

令和8年8月定例会 議事経過

会議の結果

議案	議案第38号	選挙人名簿登録者の抹消について	可決
	議案第39号	亀山市選挙管理委員会傍聴規程の制定について	可決
	議案第40号	亀山市公職選挙執行規程の一部改正について	可決
	議案第41号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程の一部改正について	可決
その他の事項		次回委員会の開催について	

議事の経過

発言者	内 容
委員長	令和8年8月定例会の開催を宣言
	<議案の審議>
委員長	事務局に議案の説明を指示
	<議案第37号 選挙人名簿登録者の抹消について>
事務局長	市の選挙人名簿に登録されている者について、公職選挙法第28条第1号又は第2号に該当するに至ったことから、これらの者を選挙人名簿から抹消することについて委員会の議決を求めるものであることを説明 第1号の規定に基づく者の人数は、男27人、女25人、計52人で、全て死亡したことによる抹消 ※令和8年7月2日から同年8月1日までの間に死亡届が提出された者 第2号の規定に基づく者の人数は、男153人、女92人、計245人で、全て転出により市の区域内に住所を有しなくなったことによる抹消。年度末に転出した者が対象となるため、該当者は多い。 ※異動日が令和8年3月1日から同月31日までの者
	<議案第38号 亀山市選挙管理委員会傍聴規程の制定について>
事務局長	亀山市が設置している審議会等の会議については、非公開とされている場合等を除き、傍聴することが可能となっている。亀山市では、傍聴の機会を確保するため、その開催状況等を広く市民に周知していくこととなったことから、本規程を制定するものであることを説明 内容については「亀山市選挙管理委員会告示第19号」のとおり。 なお、市の審議会等については傍聴に関する要綱があるが教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会を対象外であるため、本規程は、当該市の要綱や他市の例を参考として策定している。
	<議案第39号 亀山市公職選挙執行規程の一部改正について 及び

	議案第４０号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程の一部改正について＞
事務局長	選挙運動用ビラの作成等に係る公費の支払いの限度額を引き上げたことなどから、亀山市公職選挙執行規程 及び 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程における関係様式の見直しを行うため、これらの規程の一部を改正するものであることを説明 内容については「亀山市選挙管理委員会告示第２０号」及び「亀山市選挙管理委員会告示第２１号」のとおり。 なお、限度額の引き上げは昨年度であるが、市議会議員選挙に向けた各取扱いの見直しに併せて改正するものである。
委員長	各委員に審議を求める。
楠井委員	傍聴規程について、第７条で委員長は退場を命ずることができるがあるが、入場させないことができる規定が必要ではないか。
事務局長	第４条各号に該当する者は傍聴することができないとしており、これらの者については、別に規定を設けなくとも、入場させないことができると解している。
西川委員	傍聴人は５人となっているが、その理由は。
事務局長	他市の例では３人としているものがあったが、市の審議会等の傍聴に関する要綱では５人としていることから５人とした。ただし、会議室の広さ等を考慮して定員を変更することができることとしている。
前田委員	いつまでに申し出なければならないとの規定はないが。
事務局長	市の審議会等の傍聴に関する要綱と同様、傍聴する前にあらかじめ申込書を提出すればよいとさせてもらっている。
西川委員	服装について制限する規定は設けなくてよいか。議会は、帽子はダメと聞いているが。
事務局長	他の傍聴人に迷惑となるような服装については、委員長が不適当と認める者として制限することになるが、基本的には制限を設けていない。
	(その他、特に確認を求める事項、内容に対する指摘等なし)
	＜採決＞
委員長	各議案について各委員に表決を求める
	(各委員、全ての議案について反対なし)
委員長	全ての議案について可決したものとして、各委員に署名を求める
	(各委員、会議録に署名)
	＜その他の事項＞
委員長	事務局に連絡事項等を求める
	＜次回委員会の開催について＞
事務局長	次回の選挙管理委員会の日時及び場所は、９月１日（火）午前９時から亀山市役所１階、小会議室とすることを確認

	(各委員、合意)
--	----------